

中央情勢報告



公益財団法人

日本知的障害者福祉協会

新型コロナウイルス感染症への対応

厚生労働大臣
田村 憲久様

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
会長 井 上 博

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの障害者施設等への接種について

新型コロナウイルス感染拡大に関するご対応につきましては、多大なるご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの新規感染者数はゆるやかな減少傾向にありますが、未だ収束には至らないことから10都府県への緊急事態宣言が延長されたところです。

障害者支援の現場では、昨年の新型コロナウイルスの感染拡大以降、緊急事態宣言の有無にかかわらず、障害のある方への感染を防ぎ、利用者の生活を守るための支援を日夜懸命に続けています。障害福祉施設・事業所におけるクラスターの発生やそれらに伴う医療崩壊を招かないためにも、早急なワクチンの接種が大いに望まれるところです。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の優先順位については、医療従事者等を接種順位の最上位に位置付け、次に高齢者、その後に基礎疾患等を有する者や高齢者施設等の従事者への接種とされていますが、「高齢者施設等の従事者」の中に障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等の従事者についても含まれることが示されたことに感謝申し上げます。

しかしながら、高齢者施設入所者のワクチン接種に関しては、医師等による施設へ出向いての投与や、施設入所者と従事者の一斉接種などの対応等が可能とされていますが、障害福祉施設のワクチン接種については同様の対応は示されていません。

つきましては、以下について要望いたしますので、ご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. ワクチンの優先接種の対象は、65歳以上の方、次いで基礎疾患等を有する方や高齢者施設等の従事者とされていますが、障害のある方の中には重複障害があり体の弱い方や免疫機能の低い方も多いことから感染した際の重症化のリスクは否定できません。

また、障害者施設等では入所者が同じ場所で生活しており、感染者が発生した場合には集団感染につながる可能性が高い状況にあります。

このことから、施設入所者と従事者の一斉接種が可能となるようご配慮をお願いいたします。

2. 障害のある方の中には、障害特性によりマスクを着用して静かに並んで待つことが苦手で、一般の方と一緒にワクチンを接種することが困難な方も多くいることから、高齢者施設と同様に、医師等が施設に出向いて接種することが可能となるようご配慮をお願いいたします。

3. ワクチンの接種にあたっては本人や家族等の同意が必要となりますが、意思確認が困難な入所者や身寄りのない入所者の同意の取得方法についてお示しいたしますようお願いいたします。

接種順位の上位に位置づける者の接種順位と規模(想定)

- これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では以下のように想定される。

接種順位の上位に位置づける者の規模の推計(万人)

医療従事者等
約470

医療従事者等への接種(※1)

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

高齢者
約3600

高齢者への
クーポン配布

高齢者への接種(※2)

基礎疾患を有する者
約1030

基礎疾患を有する者
(高齢者以外)への接種(※3)

高齢者施設等の従事者
約200

高齢者施設等の従事者への接種(※4)

60~64歳
約750

高齢者以外への
クーポン配布

60~64歳の者(※5)

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種

合計
約6050万人

※1

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む。以下同じ。)に直接医療を提供する施設の医療従事者等(新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。)
- ・ 医療従事者については市町村からのクーポン配布によらずに接種できる仕組みを検討中

※2

- ・ 令和3年度中に65歳以上に達する人
- ・ ワクチンの供給量・時期等によっては、細分化が必要な場合がある

※3

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

※4

- ・ 高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員(市町村の判断により、一定の居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含まれる。(一定数))

※5

- ・ ワクチンの供給量による

障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直し

障害福祉サービスの在り方等について(主な検討事項(案))

I 地域における障害者支援について

- 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
- 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

II 障害児支援について

- 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。
- いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。（円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等）

III 障害者の就労支援について

- 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。
- 雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など
※雇用と福祉の連携強化については「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」においても検討中。

IV その他

- 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

＜参考＞障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）
（検討）

附則第2条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 以下「障害者総合支援法」という。及び児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しに係る 今後の障害者部会のスケジュール(案)

3月19日 3年度後見直しに係るフリートーキング

4月～5月 関係団体ヒアリング(5回程度)

6月～11月 個別論点について議論(月2回程度)

11月～12月 目途 とりまとめ(予定)

障害福祉サービスの在り方等について(主な検討事項案)への意見

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会長井上博

1. 地域における障害者支援について

- ・障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。
 - ・地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった視点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援(地域生活支援事業の在り方)についてどう考えるか。
-
- ・地域共生社会、意思決定支援が理念となる中で、前提として、障害のある本人の意思決定によりサービスが選択できる仕組みとすることが重要であり、特に障害の重い利用者については体験、経験を通して本人の意思を最大限に反映する仕組みとすべきである。
 - ・障害者支援施設は地域の中の「暮らしの場」の一形態と位置づけ、障害者支援施設の日中活動の場と施設入所支援の場を一層明確化し、それぞれの場の充実を図るとともに、施設入所支援は、地域移行、個室化、小規模化、ユニット化を促進し、強度行動障害の状態(同じ行動障害であっても行動関連項目10点の者と20点の者では生活のしづらさに大きな違いがある)等に応じた支援策の充実等を図り、権利擁護の視点を強化すべきである。
 - ・障害のある方の望む暮らしの実現のため、暮らしの場の質(暮らしの質)を重視するとともに、サービスの質を評価する仕組みの導入を検討すべきである。
 - ・日中活動(生活介護)は、地域での自立した生活の実現や継続を積極的に支援するものであることから、「生活介護」の名称を「社会生活支援事業」に変更し、自立と社会参加の促進を図るべきである。
 - ・重度者や高齢者の利用が増えているグループホームについては、「訓練等給付」ではなく「介護給付」とし、世話人ではなくすべて生活支援員を配置すべきである。
 - ・移動支援については、単に物理的な移動という意味だけでなく、重度者や高齢者については社会参加を推進するコミュニケーション支援の側面が強い。それらを踏まえ、基本サービスに位置付ける(地域生活支援事業ではなく個別給付とする)べきである。

- ・改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業でも示されているように、地域での自立生活への移行や継続を支えていくためには、相談支援によって包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めることで人と人とのつながりを基盤としたセーフティネットを強化するとともに、地域全体の支援関係機関が相互に連携し、奔走支援する体制を構築する必要がある。そのためには基本相談支援の充実が不可欠であり、相談支援事業者が自立して安定的な事業運営が可能となるような仕組みとする必要がある。
- ・地域共生社会の実現に向け、重要な役割を担うと思われる地域生活拠点等の整備が必要である。地域の障害者の抱える生活課題に対し、きめ細やかな対応を行うことや地域生活拠点の整備と支援機能の強化とネットワーク化は必要不可欠であることから地域共生社会での役割・機能の明確化と機能強化を図る必要と合わせて持続的な事業運営ができる仕組みとする必要がある。

2. 障害児支援について

- ・障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化(女性の就労率の上昇等)やインクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれに担うべき役割・機能をどう考えるか。
 - ・いわゆる「過齢児」をめぐる課題についてどう考えるか。(円滑な移行に向けた仕組み、支援体制等)
-
- ・成人を対象とした障害福祉サービスは、生活する身近な市町村圏域においてサービスが整えられている一方で、障害のある児童の障害児入所施設は都道府県に数か所程度しか設置されておらず、住み慣れた地域から遠く離れた場所での生活を余儀なくされる現状がある。地域での望む暮らしは成人期になってから始まるのではなく、児童期から保障されなければならないため、地域に根差した少人数での暮らしの場の創設が必要である。
 - ・児童発達支援センターで地域のすべての障害のある子どもを支援できるよう、ST、OT、PT、心理、SW、保育士等の専門職を配置して高機能化し、障害のある子どもと家族にとっての地域支援拠点としての役割を果たすべきである。

- ・児童福祉法には放課後等デイサービスに関して「学校教育法1条に規定する学校に就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に(略)」と記されており、専修学校や学籍のない子どもは対象とされていない。また、サービスの利用は「授業の終了後または休業日」に限定されているため、障害があつて困り感の高い状態にある不登校の子どもは利用対象ではないことから、専修学校や学籍のない子どもも対象とするとともに、教育との連携を前提に、障害のある不登校の子どもへの支援を提供できるようにする必要がある。
- ・障害児入所施設に在所するいわゆる「過齢児」については、成人としての支援を保障すべきである。成人としての支援(成人サービス)への移行に関しては個々人に応じて丁寧に行う必要があるため、移行の仕組みを構築するとともに、都道府県が責任をもって移行させることを明記する必要がある。

3. 障害者の就労支援について

- ・短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。
 - ・雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など)
-
- ・本人の意向に基づき一般就労(退職)後の活躍の場として福祉施策を活用することや、一般就労と就労継続支援の併用を認めるなど、緩やかな移行への取り組みが必要である。
 - ・高齢の障害者が福祉的就労に移行する場合、それまで福祉サービスを利用してこなかった方も対象となることが想定されることから、障害福祉サービスに円滑につなげる仕組みが必要である。
 - ・雇用と福祉の連携強化、また一般就労へのさらなる促進や共生社会の実現のためには、雇用・福祉施策双方に係る知識等を有した専門支援人材の育成や確保が必要である。人材の育成において、既存の機関を活用するのであれば、障害者就業・生活支援センターの在り方を見直すことで、専門支援人材の確保と育成が期待できるのではないか。
 - ・学校卒業後の就労の際、本人の就労能力について、「学校(教育)側の見立て」と「事業所(障害福祉)側の見立て」に乖離があることから、就労の継続のためにも教育と福祉のさらなる連携が必要である。

- ・就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援のそれぞれの果たす役割が曖昧になりつつあることから、各事業の本来的な目的と役割を整理する必要がある。

4. その他

- ・介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。
- ・障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

- ・介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについては、慎重な検討が必要である。居住地特例の対象とすることによって、65歳以上の障害福祉サービスを利用している障害者が同一市区町村で介護保険施設を利用する場合に介護保険施設等が所在する自治体の費用負担は軽減されるため、自治体の財政状況等によって、本人の意思や希望に反した介護保険サービスへの移行（支給決定）へ誘導されることが懸念されることから、本人のサービス選択権や自己決定権が阻害されない仕組みとする必要がある。
- ・制度を担う事業者として人材の確保に窮しており、国、地方自治体を挙げて強力な人材確保策を講じていかなければサービスの維持が困難となり、いずれ制度そのものに影響を及ぼすことが危惧されるため、障害福祉サービス等の制度の持続可能性を検討する際には、予算面とともに、良質な福祉人材の確保・育成を推進する必要がある。
- ・障害者の安心・安全と安定的・継続的なサービス提供体制を確保する意味から頻発する災害や新型コロナウイルス等感染症への対応強化が必要である。実行性のある体制づくりと発災・発症時の迅速・的確な対応を図る観点からも整備が必要である。

—これからの障害福祉サービスの在り方について—

障害のある人たちが、その状態に関わらず、それぞれの地域の中で安心し、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、障害のある人たち**本人を中心とした支援**を行うことを大原則とした上で、「**権利擁護**」「**社会生活支援の推進**」「**重度化高齢化への対応**」「**専門性の向上**」の視点を持つことに加え、「**良質な福祉人材の確保・育成**」と「**サービスの質の評価の仕組みの構築**」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠と考えます。今後、**横断的、包括的、継続的**な議論を進めていただくよう提案します。

良質な福祉人材の確保・育成の推進

サービスの質の評価の仕組みの構築

住まいの支援

○個々のニーズに基づく支援の提供、社会参加の促進、選択肢の拡大に向けた、施設入所支援と日中活動の役割の明確化
【障害者支援施設】

≫暮らしの場の充実と多様な日中活動等の利用促進

○どんなに重い障害があっても何歳になっても、安心して住まい続けることのできる住まい支援の専門性の向上

【施設入所支援】

≫夜間支援体制のさらなる充実

【グループホーム】

≫介護給付への移行と世話人の生活支援員への統一

○個別性・QOL向上に向けた小規模化・ユニット化の促進

【障害者支援施設】

≫個室化、小規模化、ユニット化の促進

【障害児入所施設】

≫地域に根差した少人数の暮らしの場の創設

○児童期から成人期への円滑な移行の推進

【障害児入所施設】

≫「自立支援システム」の構築と「自立援助ホーム」等の創設

○発達期におけるサービスの役割と機能の整理

【児童発達支援センター・児童発達支援・放課後等デイサービス】

≫児童発達支援(センター・事業・放デイ)の役割・機能の整理

≫地域の中核を担うセンターの役割・機能の強化

≫教育現場等との連携

こどもの支援

社会生活の支援

○どんなに重い障害があっても、当たり前の日常生活を送ることができる体制の整備

【生活介護】

≫より役割と機能に即した名称の変更(「社会生活支援事業」)

【居宅介護・移動支援および送迎等】

≫移動支援のコミュニケーション支援も含めた個別給付への転換

○個別ニーズへの対応と就労のさらなる促進

【就労系事業共通】

≫各事業の機能と役割の整理

○福祉と他分野(教育・労働)の連携

【就労継続支援】

≫一般就労と就労支援サービスの併用による支援

≫福祉的就労未経験者の円滑利用

≫障害者就業・生活支援センターの在り方の見直し

≫就労アセスメントの分野を超えた共有・協働

働くことへの支援

○地域の強みを活かした、ネットワークによる支援の促進

【基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・基本相談・計画相談】

≫複数事業所のネットワークによる支援の推進と地域共生社会

に向けた地域生活支援拠点の充実・強化

≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることができる相談支援事業の安定運営に向けた報酬の検討

相談支援

本人中心

権利擁護

社会生活支援の推進

重度化高齢化への対応

専門性の向上